

発表項目	厚真町の高病原性鳥インフルエンザ発生に係る防疫措置の終了について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 厚真町で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、国の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針（以下、防疫指針）に基づき、農林水産省と協議の上、移動制限区域内（半径3km以内）で新たな発生が認められなければ、次のとおり<u>当該移動制限区域を解除し、一連の防疫措置を終了</u>しますので、お知らせします。</p> <p>なお、<u>解除された移動制限区域は「監視強化区域」として、農場の監視を継続</u>します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 移動制限区域の解除 11月11日（月）0時をもって解除 （農場防疫措置完了（10月20日）から21日が経過）</p> <p>2 消毒ポイントの終了 移動制限区域の解除に伴い、設置している全ての消毒ポイントの運営を終了します。</p> <p>3 今後について 監視強化区域については、区域内において新たな発生等がなければ、移動制限区域の解除から7日経過後に監視強化区域解除検査で陰性を確認した上で、国との協議を踏まえ、11月19日（火）午前0時に解除し、監視を終了するとともに、北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部を廃止する予定です。 （改めて、プレスリリースします。）</p>		
報道（取材） に当たって のお願い	○ 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないとされています。		
他のクラブ との関係			
担 当 （連絡先）	北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部(担当者：豊口) TEL：011-231-4111（内線 27-104）ダイヤル：011-204-5375		